

郡山市大規模小売店舗立地対策連絡調整会議設置要綱

平成12年6月1日制定
平成13年4月11日一部改正
平成14年4月23日一部改正
平成18年4月1日一部改正
平成20年4月1日一部改正
平成26年4月1日一部改正
平成27年3月25日一部改正
[産業観光部産業政策課]

(設置)

第1条 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「大店立地法」という。）の施行に関し、庁内関係部局間の総合調整を図るため、郡山市大規模小売店舗立地対策連絡調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 調整会議は、次の事項について調整を行う。

- (1) 大店立地法に基づく郡山市の意見の集約に関する事。
- (2) 大店立地法と関係法令との整合性の確保に関する事。
- (3) その他大規模小売店舗の立地に係る周辺の生活環境に関する事。

(組織)

第3条 調整会議の委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

2 調整会議の議長は、産業観光部次長の職にある者をもって充てる。

(運営)

第4条 調整会議は、必要に応じて議長が招集し、主宰する。

- 2 調整会議は、付議する事案により、事案に係る委員のみをもって開催することができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、調整会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 調整会議の庶務は、産業政策課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営について必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

産業政策課長、公有資産マネジメント課長、市民安全課長、生活環境課長、環境保全センター所長、廃棄物対策課長、保健福祉総務課長、道路建設課長、道路維持課長、都市計画課長、開発建築指導課長
